

○財務省告示第四百四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十九年年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量は、平成二十九年年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

七万四千三百三十九トン

ロ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十五万二千四百五十六トン

ハ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

二十三万六百四十二トン

二 冷凍牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成二十八年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

八万九千四百四十トン

ロ 平成二十八年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十八万五千五百六十九トン

ハ 平成二十八年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

二十六万四千四百八十四トン

2 関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十九年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成二十八年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

三万三千九十九トン

ロ 平成二十八年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百

十七を乗じて得た数量

六万七千七百二十トン

ハ 平成二十八年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十万五千七百十四トン

二 冷凍牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成二十八年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

三万五千四百六十八トン

ロ 平成二十八年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

七万六千七十トン

ハ 平成二十八年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十万六千二百二十一トン